

協働のまちづくりガイドライン

協働のカタチ編パート2



カブニくん最近「ゆるキヤラ」（人を和ませるよ

うなゆるーいキヤラクター）で活躍してるって聞いたよ。

そうそう。テレビチャンピオンやこの前はしまな

み海道のイベントにも出てたっていうじゃない。

あの前から疑問なんだけどボクってゆるい？シ

ユツとしてない？

思ってる以上にゆるいと思うよ。

……。気を取り直して。今日は「共催」を説明するよ。

えーと。先月から協働のカタチってのをやってるのよね。

そう。先月は「後援」と「補助・助成」だったね。

共催というのは、市民活動団体と市役所と一緒に事業を行

うもので、企画の段階からお互いが関わって、お互いが同

じ目的を持って、役割を分担しあって事業を行うという場

合のカタチです。目的の共有

や役割分担、経費負担、責任の所在について十分話し合っ

て、はっきりさせておくことが大事だね。要するに市役所

も主催者の一員として経費の一部を負担したり、事業の企

画や実施に参加していくもので、「協働」っていうイメージに一番近いものかな。

共催でやってることって多いの？

それほどでもないんだ。共催は事業の目的に対する意識がお互い高くないと成り立たないしね。

実際は実行委員会を組織したりして事業することの方が多いいんじゃない。

そういうのは協働のカタチにはならないの？

別の組織を同じ目的を持ってつくるって言うことで、共催の中にも含まれるのかな。まあ、それくらいの「ゆるさ」もないと協働が進まないしね。

けっこう気にしてる。

あんたもゆるキヤラなんじゃない？

え、ええええー。

みんなでゆるキヤラ。わたしはちがうわよ。

続き入りますよ。

問合せ：協働のまちづくり課 ☎2123

市営住宅入居者募集

入居条件

◎一般住宅：月額所得が20万円以下の人（同居親族のいる人）

※高齢者・障害者など一定の条件を満たす場合は、所得が26万8千円以下（この場合家賃の上限は表とは異なります。）

◆60歳以上の人、身体に障害のある人など、一定の条件

を満たす場合は、単身での申込みが可能です。

☆単身者用住宅：月額所得が60万1千円以下の勤労単身者（同居親族のいない人）

で、平成20年11月1日現在40歳未満の人。

申込み・問合せは 都市計画課 ☎2140まで

団地名	構造	戸数	家賃
◆◎ 追分	平屋	1戸	5,300～8,700円
◆◎ 西本町	平屋	1戸	8,400～11,400円
◆◎ 金浦	平屋	1戸	4,500～7,400円
◆◎ 本町	ワンルーム	1戸	8,500～14,100円
◆◎ 吉田	平屋	2戸	6,100～10,300円
◆◎ 富岡	2階建	2戸	7,400～11,400円
◆◎ 一番町	2階建	3戸	8,000～14,500円
◆◎ 小黒崎	2階建	1戸	11,000～18,200円
	5階建	5戸	10,600～27,000円
◎ 樋守	5階建	2戸	20,300～36,700円
☆ 十一番町	ワンルーム	2戸	40,000円（定額）

表の左に記載の記号は、◎一般住宅 ☆単身者用住宅 ◆条件により単身での申込みを表しています。